

## **[事案 27-122] 転換契約無効請求**

・平成 27 年 12 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

転換時、「掛け捨てではないから大丈夫」などと言われ、元本割れはしないと思い、転換契約をしたなどとして、転換契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 56 年 1 月に契約した養老保険（契約①）を昭和 61 年 3 月に長寿祝金付終身保険（契約②）に転換し、さらに平成元年 12 月に定期保険特約付終身保険（契約③）に転換したが、以下の理由により、転換契約を無効とし、契約②以降の既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から説明を受けた結果、契約①を下取りして入院給付金の付く保険を契約したが、この時、募集人から「掛け捨てではないから大丈夫」と言われ、元本割れはしないと思い、貯金のつもりで契約②へ転換した。
- (2) 1 日 1 万円の入院給付金が支給される保険の説明を受けた時、募集人から、「将来公的年金制度がどうなるかわからないけど、この保険は将来このくらいの金額をもらえる」「銀行より利率が良い」と言われたため、貯金のような保険だと理解して転換した。
- (3) 保険料の内訳や配当金、元本割れ等のリスクについて、説明がなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①も、養老保険に定期保険が付加されたもので、保障的な側面が相当程度認められる保険であり、申立人は保障に対するニーズを持っていた。
- (2) 契約②への転換に際して、募集人は、終身部分は貯蓄性があること、定期部分は保障型なので貯蓄性は劣ることを説明している。
- (3) 契約③への転換は、山登りをするため、万一の際に家族に迷惑をかけないように、保障を充実させたいという申立人自身の強い要望により保障面を充実したものである。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が申立人を誤解させるような言動をしたとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。